

第 108 期 中間決算公告

平成 21 年 12 月 18 日

山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号
株式会社 荘内銀行
取締役頭取 國井 英夫

中間貸借対照表 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	20,094	預 金	833,207
コ ー ル ロ ー ン	6,811	譲 渡 性 預 金	30,322
買 入 金 銭 債 権	935	コ ー ル マ ネ ー	10,296
商 品 有 価 証 券	64	借 用 金	5,800
金 銭 の 信 託	1,001	社 債	9,500
有 価 証 券	185,463	そ の 他 負 債	7,764
貸 出 金	700,801	未 払 法 人 税 等	137
外 国 為 替	1,749	リ ー ス 債 務	290
そ の 他 資 産	3,325	そ の 他 の 負 債	7,336
有 形 固 定 資 産	12,485	退 職 給 付 引 当 金	1,325
無 形 固 定 資 産	1,007	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	60
繰 延 税 金 資 産	7,740	偶 発 損 失 引 当 金	18
支 払 承 諾 見 返	6,620	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	764
貸 倒 引 当 金	△6,985	支 払 承 諾	6,620
		負債の部合計	905,679
		(純資産の部)	
		資 本 金	14,200
		資 本 剰 余 金	12,056
		資 本 準 備 金	12,056
		利 益 剰 余 金	11,317
		利 益 準 備 金	2,447
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,870
		別 途 積 立 金	5,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,870
		株 主 資 本 合 計	37,573
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,146
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△17
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,027
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△2,136
		純資産の部合計	35,436
資産の部合計	941,116	負債及び純資産の部合計	941,116

中間損益計算書

〔平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		11,166
資 金 運 用 収 益	8,561	
(うち貸出金利息)	(7,639)	
(うち有価証券利息配当金)	(898)	
役 務 取 引 等 収 益	1,837	
そ の 他 業 務 収 益	336	
そ の 他 経 常 収 益	431	
経 常 費 用		9,735
資 金 調 達 費 用	1,313	
(うち預金利息)	(1,077)	
役 務 取 引 等 費 用	1,050	
そ の 他 業 務 費 用	19	
営 業 経 費	6,737	
そ の 他 経 常 費 用	615	
経 常 利 益		1,431
特 別 利 益		116
特 別 損 失		60
税 引 前 中 間 純 利 益		1,486
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	51	
法 人 税 等 調 整 額	586	
法 人 税 等 合 計		638
中 間 純 利 益		848

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜処理によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

従来、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を「貸倒引当金」として計上しておりましたが、株式会社北都銀行との経営統合を控えて表示方法の平仄を合わせるため、当中間期より「偶発損失引当金」として区分掲記しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 34 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,260 百万円、延滞債権額は 11,602 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 82 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,114百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,059百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,550百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,110百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 9,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券48,255百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は427百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、116,415百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が114,538百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,415百万円

11. 借入金は全額劣後特約付借入金であります。

12. 社債は全額劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,403百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 292円09銭

15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する自己資本比率（国内基準） 9.00%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、経営統合関連費用 238 百万円、株式関連派生商品費用 110 百万円及び株式等売却損 55 百万円を含んでおります。
2. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、社宅・寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計 52 百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	山形県内	遊休資産 2 カ所	土地	27 百万円
遊休資産	山形県外	遊休資産 2 カ所	土地	24 百万円
合計				52 百万円

なお、当該資産グループの回収可能性については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算出しております。

3. 1 株当たり中間純利益金額 6 円 99 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
社債	385	700	315
その他	1,000	1,000	—
合計	1,385	1,700	315

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	9,796	10,099	302
債券	106,001	107,539	1,537
国債	77,814	78,915	1,101
地方債	20,130	20,483	353
社債	8,056	8,139	83
その他	48,219	43,232	△4,986
合計	164,017	160,871	△3,146

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しておりますが、当中間期は該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については個々の銘柄の中間期末日前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当中間期末日における時価が、取得原価に比較して 50% 以上下落した場合はすべて実施し、30% 以上 50% 未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合と比べて、「有価証券」が868百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が868百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	34
その他有価証券	
事業債	9,911
非上場株式	10,625
その他（匿名組合出資金等）	2,635

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,056	百万円
退職給付引当金	535	
有価証券償却	1,542	
その他有価証券評価差額金	1,272	
税務上の繰越欠損金	3,338	
その他	510	
繰延税金資産小計	9,255	
評価性引当額	△1,515	
繰延税金資産合計	7,740	
繰延税金資産の純額	7,740	百万円

(重要な後発事象)

平成21年6月25日開催の当行定時株主総会において、当行及び株式会社北都銀行が共同株式移転の方法により両行の完全親会社「フィデアホールディングス株式会社」を設立することが承認可決され、平成21年10月1日付けで同社が設立され、当行及び株式会社北都銀行は経営統合いたしました。

中間連結貸借対照表 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	20,097	預 金	833,095
コールローン及び買入手形	6,811	譲 渡 性 預 金	30,322
買 入 金 銭 債 権	3,082	コールマネー及び売渡手形	10,296
商 品 有 価 証 券	64	借 用 金	5,837
金 銭 の 信 託	1,001	社 債	9,500
有 価 証 券	186,153	そ の 他 負 債	11,507
貸 出 金	702,615	退 職 給 付 引 当 金	1,372
外 国 為 替	1,749	睡眠預金払戻損失引当金	60
そ の 他 資 産	3,431	偶 発 損 失 引 当 金	18
有 形 固 定 資 産	12,834	そ の 他 の 引 当 金	44
無 形 固 定 資 産	1,046	繰 延 税 金 負 債	19
繰 延 税 金 資 産	8,137	再評価に係る繰延税金負債	764
支 払 承 諾 見 返	6,584	支 払 承 諾	6,584
貸 倒 引 当 金	△8,161	負債の部合計	909,424
		(純資産の部)	
		資 本 金	14,200
		資 本 剰 余 金	12,056
		利 益 剰 余 金	11,258
		株 主 資 本 合 計	37,514
		その他有価証券評価差額金	△3,144
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△17
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,027
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△2,134
		少 数 株 主 持 分	644
		純資産の部合計	36,024
資産の部合計	945,448	負債及び純資産の部合計	945,448

中間連結損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		11,680
資金運用収益	8,689	
(うち貸出金利息)	(7,763)	
(うち有価証券利息配当金)	(901)	
役員取引等収益	2,137	
その他業務収益	403	
その他経常収益	450	
経常費用		10,217
資金調達費用	1,314	
(うち預金利息)	(1,077)	
役員取引等費用	943	
その他業務費用	19	
営業経費	7,063	
その他経常費用	876	
経常利益		1,463
特別利益		10
特別損失		62
税金等調整前中間純利益		1,411
法人税、住民税及び事業税	64	
法人税等調整額	568	
法人税等合計		633
少数株主損失		51
中間純利益		830

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社
 荘銀事務サービス株式会社
 荘銀カード株式会社
 株式会社荘銀ベンチャーキャピタル
 株式会社荘銀総合研究所
 株式会社I S Bコンサルティング

- ② 非連結の子会社及び子法人等 一社

2. 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 一社
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 一社

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	5年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者の払戻請求による支払に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金のうち、連結される子会社及び子法人等が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を計上しております。また、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積もった額及び一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため合理的に見積もった額をそれぞれ計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等は、デリバティブ取引を行っておりません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。

表示方法の変更

(中間連結貸借対照表関係)

従来、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を「貸倒引当金」として計上しておりましたが、株式会社北都銀行との経営統合を控えて表示方法の平仄をあわせるため、当中間連結会計期間より「偶発損失引当金」として区分掲記しております。また、連結される子会社及び子法人等が行っている債務保証について、主たる債務者の財政状態等を勘案して必要と認める額を「債務保証損失引当金」として計上しておりましたが、株式会社北都銀行との経営統合を控えて表示方法の平仄をあわせるため、当中間連結会計期間より「貸倒引当金」に含めて記載しております。

これらにより、従来の方法に比べ、「貸倒引当金」は593百万円減少し、「偶発損失引当金」は18百万円増加し、「債務保証損失引当金」は611百万円減少しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,081百万円、延滞債権額は12,449百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は82百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,114百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,727百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,550百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,129百万円

担保資産に対応する債務

借入金 20百万円

コールマネー 9,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券48,255百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は429百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、150,389百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が113,632百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 11 年 9 月 30 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 7,578 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 5,800 百万円が含まれております。
11. 社債は全額劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,403 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 291 円 62 銭
14. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.11%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、経営統合関連費用 238 百万円、貸倒引当金繰入額 150 百万円、株式関連派生商品費用 110 百万円及び株式等売却損 55 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 6 円 84 銭
3. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、社宅・寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計 52 百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	山形県内	遊休資産 2 カ所	土地	27 百万円
遊休資産	山形県外	遊休資産 2 カ所	土地	24 百万円
合計				52 百万円

なお、当該資産グループの回収可能性については、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、路線価に基づいて奥行補正等の合理的な調整を行って算出した価額、及び鑑定評価額に基づいた価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商業・ペーパー及び信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	385	700	315
その他	1,000	1,000	—
合計	1,385	1,700	315

（注）時価は当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,881	10,233	352
債券	106,001	107,539	1,537
国債	77,814	78,915	1,101
地方債	20,130	20,483	353
社債	8,056	8,139	83
その他	48,220	43,233	△4,986
合計	164,103	161,006	△3,097

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間連結会計期間は該当ありません。

また、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、株式については個々の銘柄の当中間連結会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比較して 50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上 50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合と比べて、「有価証券」が 868 百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が 868 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
新株予約権付社債	19
事業債	9,911
非上場株式	11,195
その他（匿名組合出資金等）	2,635

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

(重要な後発事象)

平成 21 年 6 月 25 日開催の当行定時株主総会において、当行及び株式会社北都銀行が共同株式移転の方法により両行の完全親会社「フィデアホールディングス株式会社」を設立することが承認可決され、平成 21 年 10 月 1 日付けで同社が設立され、当行及び株式会社北都銀行は経営統合いたしました。